

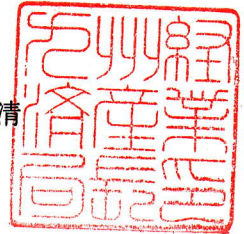
平成13・01・31九州ア第3号

平成13年4月1日

株式会社テクノ・スズタ

代表取締役 松尾隼人 殿

九州経済産業局長 樋口 一清



### アルコール販売事業許可書

平成13年2月1日付けをもって申請のありました件については、アルコール事業法（以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。

なお、申請のありました営業所又は貯蔵所に係る整理番号は、別紙のとおりとします。

#### 記

1. 許可番号 2-8-02549

2. 条件

- (1) アルコール（特定アルコール（法第2条第4項に規定する特定アルコールをいう。以下同じ。）を除く。）を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする営業所又は貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。
- (2) 特定アルコールを所持するときは、アルコール（特定アルコールを除く。）とは別に蔵置すること。ただし、法第25条及び第30条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。
- (3) アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を、輸出した日から5年間保存すること。